る場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く（施工実績が本四会社（旧本州四国連絡橋公団を含む。）並びに他の機関が発注した工事で工事成績がないものについては65点とみなす。）。

なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

・同種工事（成績評定が65点以上の下記ａ）又はｂ）の全ての実績を必要とする。なお、ａ）又はｂ）の同種工事の経験を同一の工事において有する必要はない。また、全ての同種工事の経験を同一の配置予定技術者が有しなくてもよい。）

ａ）道路延長170ｋｍ以上の道路の「交通管制の用途で設置する情報収集及び情報提供設備の中央監視制御装置」又は「複数の高圧受配電設備の監視制御を遠方より行うための中央監視制御装置」について、以下の①から③に示す全てを実施した工事。

① 機器の製作（自らソフトウェア開発した実績（汎用ソフトウェアの流用は可）としハードウェア製作は委託製造可）
② 機器の設置
③ 試験調整

ｂ）国、特殊法人、公共交通機関、電力・ガス事業機関又は金融機関の施設において、異なった敷地に設置された中央監視制御装置が、相互に補完し機能継続できるシステムについて、以下の①から③に示す全てを実施した工事。

① 機器の製作（自らソフトウェア開発した実績（汎用ソフトウェアの流用は可）としハードウェア製作は委託製造可）
② 機器の設置
③ 試験調整

⑻ 配置予定技術者　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、主任技術者又は監理技術者（以下「主任（監理）技術者」という。）については工事の請負金額が2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む額）の場合は専任で配置できること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。）している期間とする。現地での据付調整期間については専任で配置できること。（現地での据付調整期間は、平成27年６月から平成28年３月を予定している。）

㋐ 専任の主任（監理）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

㋑ 監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

㋒ 主任技術者又は監理技術者は、当該工事に対応する建設業法の許可業種（電気通信工事業）に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

㋓ 現場代理人又は主任（監理）技術者が、平成16年度以降において元請けとして完成及び引渡しが完了した下記の同種工事の経験を有すること（同種工事の経験における従事役職は問わない。）。ただし、経験が本四会社（旧本州四国連絡橋公団を含む。）が発注し、平成13年度以降に完成及び引渡しが完了した工事である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの及び他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において経験として認めていないものを除く（経験が本四会社（旧本州四国連絡橋公団を含む。）及び他の機関が発注した工事で工事成績がないものについては、65点とみなす。）。

なお、経験を有する者が現場代理人のみであった場合には、その者は、③に示す資格を有している者でなければならない。

また、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

・同種工事（成績評定が65点以上の下記ａ）又はｂ）の全ての実績を必要とする。なお、ａ）又はｂ）の同種工事の経験を同一の工事において有する必要はない。また、全ての同種工事の経験を同一の配置予定技術者が有しなくてもよい。）

ａ）道路の「交通管制の用途で設置する情報収集及び情報提供設備の中央監視制御装置」又は「複数の高圧受配電設備の監視制御を遠方より行うための中央監視制御装置」について、機器の設置、改修又は増設及び試験調整を実施した工事。

ｂ）国、特殊法人、公共交通機関、電力・ガス事業機関又は金融機関の施設において、異なった敷地に設置された中央監視制御装置が、相互に補完し機能継続できるシステムについて、機器の設置、改修又は増設及び試験調整を実施した工事。

⑼ 指定する地域（大阪府、兵庫県、徳島県、岡山県、香川県、広島県、愛媛県又は高知県）での主要機器における障害時の支援体制、部品の供給体制並びに発注者側から技術的内容についての問い合わせ体制を整備していることを証明した者であること。

① 障害時の支援体制として、修理可能な技術者を当該物品の納入場所に派遣できること。
② 主要部品の供給体制が当該物品納入後６年以上あること。
③ 技術的内容の問い合わせ体制を整備していること。

⑽ 共同企業体の結成は、次によること。

① 構成員の数は、２社又は３社とする。
② 構成員の出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。
③ 代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
④ 結成方式は、甲型又は乙型とする。
⑤ 上記１の工事について、同一会社が２以上の共同企業体の構成員となることはできないものとする。
⑥ 特定建設工事共同企業体結成届（以下「結成届」という。）を。4⑶の競争参加資格確認申請書に添付して提出すること。

なお、支店長等代理人の名義で提出する場合は、委任状を提出すること。

３　総合評価に関する事項

⑴ 総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、標準点100点（記２の要件を満たし、入札参加できる場合に付与する点数。）に最大30点の加算点（入札参加希望者が提出した技術提案書の評価結果に応じて付与する点数。）を加え、評価値を算出し、落札者を決定する方式とする。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、技術資料作成要領による。

⑵ 評価項目及び評価指標

評価項目１）工事目的物の性能、機能（品質の安定性）

評価指標

・ユーザビリティ向上についての工夫
・バグ管理方法又はバグ抑制についての工夫
・①メインサイトとサブサイトのシステム運用の切替時間の短縮についての工夫
②切替時間（障害発生認知の時間を除く）を短縮する具体的な目標値（時間）
注：①と②の併記であること
・ハードウェアの長寿命化に関する工夫

評価項目２）安全対策

評価指標

施工時に管制業務を支障なく継続するための既設端末設備等の接続切替時の安全な切替方法についての工夫

⑶ 評価及び落札者の決定方法　入札参加者の技術提案による評価項目（評価指標）を評価し、評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格の最も高い者を落札者となるべき者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の決める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき条件については、次に掲げる要件に該当する者である。

① 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
② 技術提案の内容が発注者の設定している最低限の要求要件を下回らないこと。